

議案第 3 2 号

小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市櫛渕町字萱原 9 2 番地の 1
櫛渕町山口・萱原地区協議会

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄